

会員並びに地域の法人・個人の皆様へ

公益目的事業のための寄附金ご協力のお願い

平素より当会の事業に深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当会は平成 23 年 4 月 1 日に公益社団法人に移行し、税知識の普及・地域企業の発展・地域社会への貢献を柱とした公益目的事業を展開しております。

今後これらの事業をさらに充実・拡大を図るためには、より多くの皆様のご支援・ご協力が必要でございます。

皆様におかれましては、当会の事業活動にご理解とご賛同をいただき、是非ご寄附をお寄せくださいますようお願い申し上げます。

なお、皆様からお預かりします寄附金は、当会の「公益目的事業」に充当させていただきます、有効に使用させていただきます。

公益社団法人 四谷法人会
会長 山田伸一

寄附金の名称 「公益目的事業のための寄附金」

法人会の会員並びに地域の法人・個人の方にお問い合わせする寄附金です。

寄附金のお申込み お申し込みは、ご面倒ですが裏面の「寄附申込書」に必要事項をご記入の上、四谷法人会事務局まで FAX またはメールか郵送でお送りください。

※ ご寄附は、1口 1万円(1口以上)とさせていただきます。

受領証明書の郵送 寄附金が入金されたことを確認した後に「寄附金受領証明書」(領収証)を郵送いたします。寄附金控除の対象となりますので、確定申告時まで大切に保管してください。

税法上の優遇措置 当会は東京都より「公益社団法人」として認定を受けておりますので、当会への寄附金には、特定公益増進法人としての税法上の優遇措置が適用され、所得税(個人)、法人税(法人)の控除が受けられます。

詳しくは、この後の「税法上の優遇措置について」をご覧ください。

(法人税法第 37 条第 4 項、同施行令第 77 条 1 項 3 号)

(所得税法第 78 条、同施行令第 217 条 1 項 3 号)



「公益目的事業のための寄附金」申込書

申込日:令和 年 月 日

公益社団法人四谷法人会
会長 山田 伸一 様

標記について、会の趣旨に賛同し、下記の寄附金を申し込みます。

寄附金額 口 円 1口 1万円(1口以上)

法人	法人名	
	代表者名	
	担当者名	
	住 所	
	電話番号	
個人	氏名	
	住所	
	電話番号	

◇ 当会広報誌「よつや」及びホームページ上でご紹介し顕彰させていただきますので、法人名または氏名の公開については下記のいずれかに○をしてください。
法人名・氏名の公開を承諾(する:しない)…未記入の場合は非公開とさせていただきます。

◇ 振込予定日 令和 年 月 日

振込口座 振込先をチェックし てください	☐	みずほ銀行	四谷支店	(普)1200709
	☐	三菱 UFJ 銀行	飯田橋支店	(普)0356266
	☐	三井住友銀行	飯田橋支店	(普)0295445
口座名	(公社)四谷法人会 会長 山田伸一			

誠に恐縮ですが、振込手数料はご負担願います。

申込書はFAXまたはメールか郵送によりご送付をお願いいたします。
〒160-0087 東京都新宿区四谷三栄町11番2号 公益社団法人 四谷法人会
FAX 03-3356-8197 TEL 03-3351-2334 メール info@yotsuya-houjinkai.or.jp